

社会福祉法人 こもはら福祉会

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム はなの里」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こもはら福祉会が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム はなの里」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム はなの里
- (2) 所在地 三重県名張市西田原2000番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名 (併設施設等の管理者と兼務)
施設長は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名 (短期入所生活介護(介護予防短期入所を含む。)の医師と兼務)
医師は、入所者の全員の健康管理、療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上 (短期入所生活介護(介護予防短期入所を含む。)の生活相談員と兼務)
生活相談員は、入所者及び家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 介護職員 17名以上
介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (5) 看護職員 2名以上
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上 (短期入所生活介護(介護予防短期入所を含む。)の機能訓練指導員と兼務)

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1名以上 (短期入所生活介護(介護予防短期入所を含む。)の管理栄養士と兼務)

管理栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

- (8) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

- (9) 事務員 1名 (短期入所生活介護(介護予防短期入所を含む。)の事務員と兼務)

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(定員)

第5条 施設の入所定員は50名とする。

(施設サービスの内容)

第6条 施設で行う施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の策定
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴、排泄等の介護
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 その他日常生活上必要な費用

- (1) 食事の提供に伴う必要な費用
- (2) 居住の提供に伴う必要な費用
- (3) 預り金の管理に伴う費用
- (4) 入所者が選定する特別な食事の提供に伴う必要な費用
- (5) 理美容代等、通常必要となる日常生活上の費用で、その利用者の負担が適当と認められる費用
- (6) その他教養娯楽、レクリエーション等に係る費用で、その利用者の負担が適当と認められる費用

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

4 施設の入所者は、利用料等を施設が指定する金融機関への口座振替により納付するものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条 施設利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第11条 施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 施設は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 階層別研修 随時

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 6 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間はサービス提供の日から5年間とする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人こもはら福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第17条 この規程を改正又は廃止したときは、社会福祉法人こもはら福祉会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成13年	8月	1日改定	平成15年	4月	1日改定	平成16年	2月	1日改定
平成16年	7月	1日改定	平成16年	8月	1日改定	平成16年	12月	1日改定
平成17年	9月	1日改定	平成17年	10月	1日改定	平成18年	4月	1日改定
平成18年	10月	1日改定	平成19年	11月	1日改定	平成20年	4月	1日改定
平成20年	7月	1日改定	平成21年	3月	1日改定	平成21年	4月	1日改定
平成21年	8月	1日改定	平成22年	3月	1日改定	平成22年	4月	1日改定
平成23年	4月	1日改定	平成24年	4月	1日改定	平成25年	4月	1日改定
平成25年	12月	1日改定	平成26年	1月	1日改定	平成26年	4月	1日改定
平成27年	4月	1日改定	平成30年	8月	1日改定	令和	3年10月	1日改定
令和	5年	4月	1日改定					